

# 平成22年度 中野区個人情報の保護に 関する条例の運営状況の報告について

中野区個人情報の保護に関する条例第40条の規定により別紙のとおり  
運営状況を報告する。

中野区長 田中大輔

## 目 次

### 平成22年度個人情報の保護に関する条例の運営状況

|                             | 頁   |
|-----------------------------|-----|
| 1 事務の登録の状況 .....            | 1   |
| 2 目的外利用及び外部提供の状況 .....      | 1   |
| 3 開示等の請求及び請求に対する決定の状況 ..... | 2   |
| 4 電子計算組織への記録項目 .....        | 2   |
| 5 電子計算組織の結合状況 .....         | 4   |
| 6 その他                       |     |
| (1) 個人情報保護審議会の運営状況 .....    | 4   |
| (2) 個人情報保護審査会の運営状況 .....    | 5   |
| <br>                        |     |
| 表3 自己情報の開示等の請求及び決定の状況       |     |
| 1 開示等の請求及び決定状況 .....        | 6   |
| 2 不服申立ての処理状況 .....          | 1 2 |

## 1 事務の登録の状況

区が事務をすすめるために個人情報を収集しようとするときは、事務の名称及び個人情報の収集目的、内容、収集対象者、利用状況等を登録することが義務づけられている。また、登録した事務を廃止した場合や登録した事項を変更する場合は、登録の廃止又は変更の登録をしなければならない。

この個人情報の登録は、区がどのような個人情報を収集し、どのような目的に利用しているかを区民が容易に閲覧できるようにするためのものである。

平成22年度の登録状況は表1のとおりであり、この個人情報の登録の記録は、経営室情報公開担当に簿冊として備えておくほか、各担当部署にもその写しを保管し区民の閲覧に供している。

表1 事務の登録状況

| 実施機関    | 前年度末の登録数(A) | 今年度内の登録 |       |       | 今年度末の登録数(A+B-C) |
|---------|-------------|---------|-------|-------|-----------------|
|         |             | 新規(B)   | 廃止(C) | 変更(D) |                 |
| 区 長     | 783         | 12      | 4     | 52    | 791             |
| 教育委員会   | 611         | 1       | 1     | 3     | 611             |
| 選挙管理委員会 | 8           | 0       | 0     | 0     | 8               |
| 監査委員    | 2           | 0       | 0     | 0     | 2               |
| 計       | 1404        | 13      | 5     | 55    | 1412            |

## 2 目的外利用及び外部提供の状況

区が個人情報を収集した目的の範囲を超えて利用すること及び区以外の外部機関等に提供することは、原則として禁止されている。

しかし、「法令に定めのあるとき」、「本人が同意しているとき」、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、実施機関が必要があると認めるとき」等の場合は、例外として目的外利用及び外部提供ができることとされている。

目的外利用されている個人情報を見てみると、職員の顔写真や介護保険、障害者等に関する情報が利用されている。

外部提供されている個人情報としては、食事サービスの民間移行に伴う利用者情報を本人同意に基づき事業者に提供したものや（仮称）地域支えあいネットワーク事業のため、要支援者の情報を町会・自治会関係者、民生・児童委員、中野・野方の警察署・消防署に提供したものなどがある。

平成22年度の目的外利用及び外部提供の状況は表2のとおりである。

表2 目的外利用及び外部提供の状況

| 実施機関    | 前年度末の登録 |      | 年度内の登録 |      | 年度末の登録(合計) |      |
|---------|---------|------|--------|------|------------|------|
|         | 目的外利用   | 外部提供 | 目的外利用  | 外部提供 | 目的外利用      | 外部提供 |
| 区 長     | 153     | 111  | 10     | 11   | 163        | 122  |
| 教育委員会   | 5       | 13   | 0      | 0    | 5          | 13   |
| 選挙管理委員会 | 0       | 1    | 0      | 0    | 0          | 1    |
| 監査委員    | 0       | 0    | 0      | 0    | 0          | 0    |
| 計       | 158     | 125  | 10     | 11   | 168        | 136  |

### 3 開示等の請求及び請求に対する決定の状況

原則として、何人も区が保管等している自己に関する情報について、開示、訂正、削除、目的外利用等の中止の請求をすることができることとなっている。

平成22年度におけるこれらの請求及びその請求に対する決定状況は、表3のとおりである。

表3 自己情報の開示等の請求及び決定の状況

#### 1 開示等の請求及び決定状況（6～11ページ）

### 4 電子計算組織への記録項目

電子計算組織による個人情報の処理については、大量かつ迅速に情報を処理できる反面、利用を誤ると大量の情報が漏れてしまうというような問題が生じることも考えられる。このため、区は個人情報を電子計算組織に記録するときは、あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴くこととなっている。

平成22年度に新たに記録することにした項目は表4のとおりである。

表4 電子計算組織への記録項目

|   | 事務の名称         | 個人情報の収集対象者                                      | 記録項目   |
|---|---------------|---|--|
| 1 | 私立幼稚園等園児補助    | 園児、保護者、その他の世帯構成員                                | 公的扶助   |
| 2 | 障害者自立支援協議会    | 協議会関係者  | メールアドレス  |
| 3 | 文書交換・保存文書管理   | 所管部署により個人情報収集事務登録がされた個人情報のうち、交換文書や保存文書等に含まれる対象者 | 所管部署により個人情報収集事務登録がされた個人情報のうち交換文書や保存文書等に含まれる個人情報                                |
| 4 | 特別区民税・都民税賦課徴収 | 納税義務者   | 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、続柄、所得情報、所得税関係情報、所得控除情報、扶養状況情報                               |
| 5 | 住民基本台帳        | 住民登録者   | 氏名、住所、生年月日、性別、本籍（筆頭者）、続柄、世帯主、区民年月日、前住所、異動月日、住民票コード、カード状況、暗証番号                  |
| 6 | 印鑑登録事務        | 印鑑登録申請者   | 氏名、住所、生年月日、印影、暗証番号、住民票コード  |
| 7 | ごみの訪問収集       | 申請者   | 氏名、住所、収集内容   |
| 8 | 衛生統計（人口動態調査）  | 調査対象者   | 氏名、住所、生年月日、性別、国籍、仕事、職業、調査項目（出生にかかわる情報、死亡にかかわる情報、婚姻にかかわる情報、離婚にかかわる情報、死産にかかわる情報） |

|    | 事務の名称               | 個人情報の収集対象者             | 記録項目   |
|----|---------------------|------------------------|--|
| 9  | (仮称) 地域支えあいネットワーク事業 | 要支援者、要支援者の保護者          | 氏名、住所、性別、生年月日、職歴、学齢、健康状態、障害状況、日常生活状況、公的扶助、(仮称) 地域支えあいネットワークの目的に沿って収集された事項  |
| 10 | 生活保護者への援護           | 被保護者、保護申請者             | 氏名、生年月日、性別、障害状況、傷病状況、介護状況、検診状況、診療内容、障害等級、調剤内容、要介護判定内容、本人支払額、保険、生活保護受給者番号   |
| 11 | 中国残留邦人等への支援給付       | 被支援者、相談者               | 氏名、生年月日、性別、障害状況、傷病状況、介護状況、検診状況、診療内容、障害等級、調剤内容、要介護判定内容、本人支払額、保険、被支援者番号  |
| 12 | 環境関連啓発事業            | 区民                     | 氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、年代、ニックネーム、世帯人数、住居形態、電気使用量、電気顧客番号、電気契約内容、ガス使用量、ガス顧客番号、ガス契約内容、なかのエコポイント会員 Web サイト ID・パスワード、TEPORE 会員 ID・パスワード、環境に関する調査項目 |
| 13 | トワイライトステイ事業         | 利用児童、申請者、利用児童・申請者以外の親族 | 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、家族構成、続柄、在籍園・在学校・在籍学童クラブ、利用者負担金、登録番号   |
| 14 | 障害者自立支援法に基づく事業      | 受注者                    | 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、役職、免許・資格   |
| 15 | 生活保護受給者への援護         | 被保護者、保護申請者             | 診療内容、調剤薬局名、入院・通院・入所施設名、公的扶助（生活保護開始日・廃止日）、病名  |

## 5 電子計算組織の結合状況

個人情報処理するため、区の電子計算組織と区以外の電子計算組織を通信回線等により結合することは、原則禁止とし、法令の定めのあるときや、審議会の意見を聴き、実施機関が公益上特に必要と認めるとき等は、結合できることとなっている。

平成22年度に、新たに電子計算組織の結合を行ったものは表5のとおりである。

表5 電子計算組織の結合状況

|   | 事務の名称         | 所管             | 審議状況                          |
|---|---------------|----------------|-------------------------------|
| 1 | 文書交換・保存文書管理   | 経営室 経営担当       | 平成22年10月4日<br>第112回個人情報保護審議会  |
| 2 | 特別区民税・都民税賦課徴収 | 管理会計室 税務担当     | 平成22年10月4日<br>第112回個人情報保護審議会  |
| 3 | 住民基本台帳        | 区民生活部 戸籍住民担当   | 平成22年10月4日<br>第112回個人情報保護審議会  |
| 4 | 印鑑登録事務        | 区民生活部 戸籍住民担当   | 平成22年10月4日<br>第112回個人情報保護審議会  |
| 5 | ごみの訪問収集       | 区民生活部 ごみ減量担当   | 平成22年10月4日<br>第112回個人情報保護審議会  |
| 6 | 衛生統計(人口動態調査)  | 保健福祉部 保健予防担当   | 平成22年12月13日<br>第113回個人情報保護審議会 |
| 7 | 生活保護者への援護     | 保健福祉部 生活援護担当   | 平成22年12月13日<br>第113回個人情報保護審議会 |
| 8 | 中国残留邦人等への支援給付 | 保健福祉部 生活援護担当   | 平成22年12月13日<br>第113回個人情報保護審議会 |
| 9 | 環境関連啓発事業      | 区民生活部 環境と暮らし担当 | 平成23年3月18日<br>第114回個人情報保護審議会  |

## 6 その他

### (1) 個人情報保護審議会の運営状況

個人情報保護審議会は、個人情報保護制度の適正な運営を図るために設置された区長の附属機関である。

個人情報保護審議会は、個人情報の本人以外収集、目的外利用、外部提供、外部委託、電子計算組織への記録項目及び電子計算組織の結合等、また「中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例」に基づく不適正利用等に対する措置等について、区の諮問に応じて審議等を行うほか、個人情報の保護に関する重要な事項について区長に意見を述べるができることになっている。

平成22年度は、審議事項の審議及び登録事務の報告を受けるため、5回の個人情報保護審議会が開催された。

(2) 個人情報保護審査会の運営状況

個人情報保護審査会は、自己に関する個人情報の開示等の請求に対する区の決定について不服申立てがあった場合に、審査をするために設置された区長の附属機関である。

平成22年度は、表3中、2不服申立ての処理状況（12～13ページ）の審査及び審査の参考事項等のため、11回の個人情報保護審査会が開催された。

表3 自己情報の開示等の請求及び決定の状況

1 開示等の請求及び決定状況

| 番号 | 受理日   | 決定日   | 請求に係る個人情報の内容<br>(請求区分)   | 決定の内容<br>【開示方法】 | 所管名             |
|----|-------|-------|--|-----------------|-----------------|
| 1  | 4月2日  | 4月6日  | 平成21年4月1日から平成22年4月2日までに発行された自己に係る住民票、印鑑登録証明書および戸籍の交付申請書の写し<br>(開示請求) | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 2  | 4月5日  | 4月6日  | 平成20年4月1日から平成22年4月5日までに発行された自己に係る戸籍の交付申請書の写し<br>(開示請求)               | 開示<br>【写しの交付】   | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 3  | 4月14日 | 4月23日 | 昭和57年1月23日付、第13号<br>(中野区上鷲宮4丁目〇-〇)<br>の通路協定図<br>(開示請求)               | 開示<br>【写しの交付】   | 都市整備部<br>建築担当   |
| 4  | 4月14日 | 4月14日 | 平成21年4月19日から平成22年4月13日までに発行された自己に係る住民票の取得の交付申請書の写し<br>(開示請求)         | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 5  | 4月14日 | 4月14日 | 平成21年11月1日から平成22年4月14日までに発行された自己に係る住民票と戸籍の交付申請書の写し<br>(開示請求)         | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 6  | 4月15日 | 4月15日 | 認定調査票<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 7  | 5月7日  | 5月7日  | 認定調査票<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 8  | 5月19日 | 5月19日 | 認定調査票<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 9  | 5月24日 | 5月24日 | 認定調査票<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |

| 番号 | 受理日   | 決定日   | 請求に係る個人情報の内容<br>(請求区分)  | 決定の内容<br>【開示方法】 | 所管名                |
|----|-------|-------|---|-----------------|--------------------|
| 10 | 5月25日 | 5月28日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当    |
| 11 | 5月25日 | 5月26日 | 平成21年4月1日から平成22年5月23日までに発行された自己に係る印鑑登録証明書の交付申請書の写し<br>(開示請求)      | 開示<br>【写しの交付】   | 区民生活部<br>戸籍住民担当    |
| 12 | 6月1日  | 6月1日  | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当    |
| 13 | 6月7日  | 6月8日  | 平成22年5月6日から平成22年6月7日までに発行された自己に係る住民票等交付申請書の写し<br>(開示請求)           | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当    |
| 14 | 6月7日  | 6月8日  | 平成20年4月1日から平成22年6月7日までで、印鑑登録証明書を最後に取得した印鑑登録証明書の交付申請書の写し<br>(開示請求) | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当    |
| 15 | 6月14日 | 6月14日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当    |
| 16 | 6月14日 | 6月28日 | 診療報酬明細書<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>保険医療担当    |
| 17 | 6月19日 | 6月30日 | 事故・苦情報告書<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】   | 教育委員会事務局<br>教育経営担当 |
| 18 | 6月23日 | 6月23日 | 平成21年4月1日から平成22年6月23日までに発行された自己に係る住民票等交付申請書の写し<br>(開示請求)          | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当    |
| 19 | 7月20日 | 7月16日 | 昭和63年8月8日付、第70号(中野区丸山一丁目〇-〇)の通路協定図<br>(開示請求)                      | 開示<br>【写しの交付】   | 都市整備部<br>建築担当      |

| 番号 | 受理日   | 決定日   | 請求に係る個人情報の内容<br>(請求区分)  | 決定の内容<br>【開示方法】  | 所管名             |
|----|-------|-------|---|------------------|-----------------|
| 20 | 7月22日 | 7月22日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 21 | 7月23日 | 7月26日 | 自己に係る住民基本台帳カード申請書<br>(開示請求)   | 開示<br>【閲覧・写しの交付】 | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 22 | 7月28日 | 7月28日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 23 | 7月30日 | 8月4日  | 平成22年6月30日から平成22年7月29日までに発行された自己に係る住民票等の交付申請書<br>(開示請求)                 | 不開示              | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 24 | 8月2日  | 8月5日  | 平成21年8月1日から平成22年7月31日までに発行された自己に係る住民票と戸籍に関する証明書の交付申請書<br>(開示請求)         | 部分開示<br>【写しの交付】  | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 25 | 8月2日  | 8月2日  | 自己に係る住民基本台帳カード申請書<br>(開示請求)   | 開示<br>【閲覧】       | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 26 | 8月10日 | 8月10日 | 認定調査票、議事録<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 27 | 8月22日 | 8月22日 | 自己に係る住民基本台帳カード発行の有無<br>(開示請求)   | 不開示              | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 28 | 8月26日 | 12月2日 | 平成21年9月10日付け21中保援第1286号自己情報不開示等決定通知書にて提示された資料のうち提示漏れとなっていた謝罪文<br>(開示請求) | 開示<br>【閲覧】       | 保健福祉部<br>生活援護担当 |
| 29 | 9月3日  | 9月3日  | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 30 | 9月15日 | 9月15日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |

| 番号 | 受理日    | 決定日    | 請求に係る個人情報の内容<br>(請求区分)  | 決定の内容<br>【開示方法】  | 所管名             |
|----|--------|--------|---|------------------|-----------------|
| 31 | 9月30日  | 10月1日  | 平成20年4月1日以後の被相続人に係る印鑑登録廃止、印鑑登録申請及び印鑑証明書の申請書の写し<br>(開示請求)        | 開示<br>【写しの交付】    | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 32 | 10月4日  | 10月4日  | 認定調査票、主治医意見書<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 33 | 10月19日 | 10月19日 | 被相続人の印鑑登録に係る印鑑登録原票の写し<br>(開示請求)                                 | 開示<br>【写しの交付】    | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 34 | 10月21日 | 10月25日 | 平成22年2月2日から平成22年10月21日までに発行された自己に係る戸籍の附票申請書の写し<br>(開示請求)        | 開示<br>【閲覧・写しの交付】 | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 35 | 10月26日 | 10月27日 | 平成22年4月1日から平成22年10月25日までに発行された自己に係る戸籍に関する証明書の交付申請書の写し<br>(開示請求) | 部分開示<br>【写しの交付】  | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 36 | 10月29日 | 10月29日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 37 | 11月9日  | 11月9日  | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 38 | 11月16日 | 11月17日 | 平成21年4月1日から平成22年11月15日までに発行された自己に係る住民票等交付申請書の写し<br>(開示請求)       | 開示<br>【閲覧】       | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 39 | 11月16日 | 11月16日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 40 | 11月19日 | 11月19日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 41 | 11月22日 | 11月22日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 42 | 11月24日 | 11月25日 | 平成21年10月1日から平成22年11月30日までに交付された長男に係る戸籍に関する証明書交付申請書の写し<br>(開示請求) | 開示<br>【写しの交付】    | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 43 | 11月24日 | 12月3日  | 療養費支給申請書<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】    | 保健福祉部<br>保険医療担当 |

| 番号 | 受理日    | 決定日    | 請求に係る個人情報の内容<br>(請求区分)  | 決定の内容<br>【開示方法】 | 所管名               |
|----|--------|--------|---|-----------------|-------------------|
| 44 | 11月24日 | 11月24日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 45 | 12月1日  | 12月1日  | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 46 | 12月3日  | 12月3日  | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 47 | 12月6日  | 12月7日  | 平成22年8月9日に発行された自己に係る住民票等交付申請書の写し<br>(開示請求)  | 部分開示<br>【写しの交付】 | 区民生活部<br>戸籍住民担当   |
| 48 | 12月7日  | 12月7日  | 認定調査票、主治医意見書<br>(開示請求)  | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 49 | 12月16日 | 12月16日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 50 | 12月20日 | 12月20日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 51 | 12月24日 | 12月24日 | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 52 | 1月4日   | 1月4日   | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 53 | 1月12日  | 1月12日  | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 54 | 1月13日  | 1月14日  | 自己に係る印鑑登録の廃止日及び廃止した印鑑登録証の番号<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 区民生活部<br>戸籍住民担当   |
| 55 | 1月17日  | 1月17日  | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 56 | 1月19日  | 1月20日  | 平成22年1月1日から平成23年1月18日までの間に発行された自己に係る「戸籍に関する証明書」の交付申請書の写し<br>(開示請求)                                      | 部分開示<br>【写しの交付】 | 区民生活部<br>戸籍住民担当   |
| 57 | 2月2日   | 2月2日   | 認定調査票<br>(開示請求)   | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当   |
| 58 | 2月3日   | 2月17日  | 消費者センターにおいて相談中の内容に関し、斡旋記録及び1/17(月)の電話にて何った事業者からの文書、その他事業者からの返答関連の書類一式。(センター担当者のこの案件に関する記録すべて)<br>(開示請求) | 部分開示<br>【写しの交付】 | 区民生活部<br>環境と暮らし担当 |

| 番号 | 受理日   | 決定日   | 請求に係る個人情報の内容                                      | (請求区分) | 決定の内容<br>【開示方法】 | 所管名             |
|----|-------|-------|---|--------|-----------------|-----------------|
| 59 | 2月7日  | 2月9日  | 転入日から平成23年1月31日までに交付された自己に係る住民票交付申請書の写し           | (開示請求) | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 60 | 2月15日 | 2月16日 | 被相続人に係る印鑑登録の印影確認(印鑑登録原票の写し)                       | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 61 | 2月16日 | 2月16日 | 認定調査票、議事録   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 62 | 2月17日 | 2月18日 | 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの間に発行された自己に係る住民票等交付申請書の写し | (開示請求) | 開示<br>【閲覧】      | 区民生活部<br>戸籍住民担当 |
| 63 | 2月18日 | 2月18日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 64 | 2月21日 | 2月21日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 65 | 2月22日 | 2月22日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 66 | 2月23日 | 2月23日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 67 | 3月2日  | 3月2日  | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 68 | 3月17日 | 3月17日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 69 | 3月22日 | 3月22日 | 認定調査票、意見書   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 70 | 3月22日 | 3月22日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 71 | 3月28日 | 3月28日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 72 | 3月29日 | 3月29日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |
| 73 | 3月29日 | 3月29日 | 認定調査票   | (開示請求) | 開示<br>【写しの交付】   | 保健福祉部<br>介護保険担当 |

## 2 不服申立ての処理状況

### (1)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 請求年月日           | 平成21年8月26日  |
| 決定年月日           | 平成21年9月10日  |
| 請求に係る個人情報の内容    | 生活援護分野で保有している請求者のすべての情報。<br>医療機関作成資料と保護決定調書を除く。請求者が提出した書類のうち生活保護開始時の提出書類は開示を求める。開始時以外での提出書類は請求から除外する。   |
| 決定内容            | 部分開示  |
| 請求を認めることができない理由 | ① 開示することにより、第三者である特定の個人が識別され、当該第三者に不利益を及ぼす恐れがあるため<br>② 開示することにより実施機関の公正又は適正な職務執行が著しく妨げられるため   |
| 不服申立            | 平成21年11月16日 実施機関に異議申立書が提出された。   |
| 審査会の<br>処理状況    | 平成21年12月7日 実施機関から諮問を受けた。  |
|                 | 平成22年1月4日 実施機関から一部開示の理由説明書を受理した。  |
|                 | 平成22年2月10日 異議申立人から意見書を受理した。   |
|                 | 平成22年3月5日 実施機関から事情を聴取した。  |
|                 | 平成22年4月5日 異議申立人から意見を聴取した。   |
|                 | 平成22年5月14日 異議申立人から補充意見書を受理した。   |
|                 | 平成22年6月11日 実施機関から再度事情を聴取した。   |
|                 | 平成22年7月23日 異議申立人から再度意見を聴取した。  |
|                 | 平成22年11月24日 答申  |
| 審査会審査日程         | 平成21年12月18日、平成22年1月13日、2月19日、3月5日、4月5日、5月17日、6月11日、7月23日、8月27日、9月27日、10月25日、11月24日  |
| 審査会の結論          | 福祉オンブズマンの審査結果通知書が申立人あてと異なって担当課長あてに出されている事実は存しない。<br>保護申請書等において申立人自身が記載した部分は、本人に開示するのが当然である。<br>第三者の個人情報を不開示とすることは相当である。<br>経過記録等における嘱託医所見記録は本人不開示が妥当。<br>経過記録等において、実施機関が申立人本人の言動等に関して記した部分は、行政の適正な執行を確保するという理由で本人不開示とすることは妥当でなく、特別の事情のあるものを除き原則として本人に開示すべき。 |
| 実施機関の決定         | 答申のとおり  |

(2)

|                              |   |                        |
|------------------------------|---|------------------------|
| 請求年月日                        | 平成23年2月3日   |                        |
| 決定年月日                        | 平成23年2月17日  |                        |
| 請求に係る個人情報の内容                 | 消費者センターにおいて相談中の内容に関し、斡旋記録及び1/17(月)の電話にて伺った事業者からの文書、その他事業者からの返答関連の書類一式(センター担当者のこの案件に関する記録全て) |                        |
| 決定内容                         | 部分開示  |                        |
| 請求を認めることができない部分              | ① 事業者からの文書及び返答関連の書類一式<br>② 相談記録のうち、事業者との公証記録部分  |                        |
| 請求を認めることができない理由              | 請求情報の一部は開示することにより、消費者相談業務の公正かつ適正な職務執行が著しく妨げられるため。<br>(中野区個人情報の保護に関する条例第26条第1項第4号)           |                        |
| 不服申立                         | 平成23年2月25日 実施機関に異議申立書が提出された。  |                        |
| 審査会<br>の<br>処<br>理<br>状<br>況 | 平成23年3月9日   | 実施機関から諮問を受けた。          |
|                              | 平成23年3月31日  | 実施機関から一部開示の理由説明書を受理した。 |